

一関市議会 産業建設常任委員会 記録

会議年月日	令和4年9月1日(月)			
会議時間	開会	午後3時50分	閉会	午後4時55分
場 所	第2委員会室			
出席委員	委員長 小野寺 道 雄		副委員長 佐 藤 敬一郎	
	委 員 齋 藤 禎 弘		委 員 岩 渕 典 仁	
	委 員 岡 田 もとみ		委 員 小 山 雄 幸	
	委 員 千 田 恭 平		委 員 千 田 良 一	
遅 刻	遅 刻 なし			
早 退	早 退 なし			
欠席委員	欠 席 なし			
事務局職員	主任主事 伊藤悠子			
紹介議員	なし			
参 考 人	なし			
出席説明員	小崎農林部長ほか3名			
本日の会議に 付した事件	<ul style="list-style-type: none"> ・所管事務調査 地元の森林を活かす一関市林業振興条例に基づく基本指針(案)について 			
議事の経過	別紙のとおり			

産業建設常任委員会記録

令和4年9月1日

(開会 午後3時50分)

委員長 : ただいまの出席委員は8名であります。
全員の出席ですので、これより本日の委員会を開会します。
録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。
本日の案件は御案内のとおりです。
お諮りいたします。
本日の調査に当たり、当局から農林部長の出席を求めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 御異議ありませんので、さよう決しました。
直ちに議長を通じて農林部長の出席を求めることといたします。
暫時休憩します。

(休憩 15:46~15:46)

委員長 : 再開します。
それでは、地元の森林を活かす一関市林業振興条例に基づく基本方針(案)についてを議題といたします。
当局より説明を求めます。
小崎農林部長。

農林部長 : 一般質問が終わってお疲れのところ、開催していただきましてありがとうございます。

昨年の9月通常会議で、9月9日に議決をいただきました地元の森林を活かす一関市林業振興条例に基づきまして、その基本指針について策定を進めてまいりました。

まだ案の状態でございますけれども、今現在の状況を皆様に御説明をして、御意見等をいただきたいということで時間を取っていただきましたので、よろしく願いしたいと思います。

説明につきましては、農地林務課長のほうからいたさせますのでよろしくお願ひ
します。

委員長　：松川農地林務課長。

農地林務課長：それでは私のほうから説明をさせていただきます。

基本指針（案）につきましてはA4縦16ページのものになっておりますけれども、
主な内容をまとめましたこちらのA4横の資料で説明を進めさせていただきたい
と思います。

こちらの資料を御覧いただきたいと思います。

1、基本指針の位置付けというページを御覧いただければと思います。

林業振興の推進に関する基本指針は、「地元の森林を活かす一関市林業振興条例」
の第8条に規定された林業振興の推進に関する施策を計画的に推進するために市
長が定めるものであるということで、本日説明し、ある程度の御意見を頂きながら、
市長決裁を取って、また市のホームページ等を通じて公表したいと考えております。

位置づけのイメージがその下のほうに書いてございます。

まず、最上位計画であります市の総合計画がございまして。

それに関連する計画としまして、一関市農林業振興計画というものを定めており
ます。

また、今回新たに林業振興の基本指針を定め、農林業振興計画と基本指針を連携
させる形で市の施策のほうを進めてまいりたいと考えております。

また右側のほうに点線で囲んでおります、森林計画制度各種計画がございまして。

これらの計画とも連携させる形で具体的な施策を進めるといように考えており
ます。

2、基本指針の見直し時期についてです。

こちらのほうは今申し上げました市の総合計画との関連性を持たせるため、その
前期計画、後期計画の見直し策定時期に合わせて、林業振興条例に係る基本指針の
見直しも行っていきたいと考えております。

総合計画の現在の後期計画につきましては、令和3年度から令和7年度の計画と
なっておりますし、先ほど少し触れました一関市農林業振興計画も、令和3年度か
ら令和7年度までの5年の計画となっております。

これらに合わせた見直しを一緒に行っていくというように考えております。

ただ、時代の移り変わりで、新たに盛り込まなければいけないような項目と
いうのも出てくるかと思っております。

その際には、5年間を待たずして、必要の都度、必要な見直しを行う場合もある
かと思っております。

それから次のページを御覧ください。

3、基本指針の構成と形式について表にまとめてございまして。

左側にあります構成の項目としましては(1)から(6)までを定めております。その説明としましては右側、各項目の内容ということで記載しております。

(1)の基本指針の基本的事項のところを御覧ください。

こちらは指針策定の根拠、それから位置づけ、見直し時期を記載しております。それから(2)一関市の森林・林業の状況につきまして森林の役割のほか、一関市の森林・林業の状況、いろいろな各種データのほうを取り上げて掲載してございます。

詳しくは後ほど基本指針(案)のほうを御覧いただければと思います。

それから、(3)林業振興条例における基本理念についてです。

こちら条例第3条に規定された理念を掲載しております。

理念としましては、森林の価値を高め、市産木材の積極的な活用の推進、それから確実な造林によって森林が次世代に引き継がれ、循環する仕組みを基本理念ということで掲げてございます。

(4)林業振興の推進に関する目標、それから取組方針についてです。

詳しくは次ページで説明をさせていただきたいと思いますが、内容としましては①の目標、②の取組方針、③の基本的事項をそれぞれ定めてございます。

(5)林業振興の推進に関する基本的事項、取組方針ごとに進める林業施策の基本的事項を記載しております。

これも後ほど別のページで説明をさせていただきます。

(6)林業振興施策の実施状況の公表についてです。

条例の第10条に従いまして公表することになりますが、実際にその実施した事業、それから取組内容をまとめた資料について、毎年8月上旬までに市のホームページを通じて市民に広く公表するというようにしてございます。

4、基本指針の目標と取組方針を御覧ください。

林業振興の推進に関する目標です。

自然環境と両立した森林資源の多様な利用を進め、持続的な森林経営の実現と、伐採後の造林、保育の循環を構築し、森林の有する多面的機能の発揮を目指すという目標を掲げてございます。

これら目標の達成に必要な取組としまして、以下の1から7まで取組方針の項目を定めてございます。

まず、1番は市産材の利用推進、その取組方針としましては、例えば森林所有者の収入を増加させるため、市産材の利用を推進するというように定めております。

2番の森林の整備と適正な保全、3番、木質バイオマス利用の推進、4番、特用林産の振興、それから5番、森林整備の担い手確保と育成、6番、森林・林業体験の促進、最後の7番、温暖化防止への取組というようになってございます。

これをまた詳しく説明しておりますのが次の5になります。

次のページを御覧ください。

5、取組方針ごとの基本的事項について、表にまとめております。

方針の①、これが先ほど1番で申し上げました市産材の利用推進の方針①となります。

その下の白丸、5つ示してございます。

これが基本的事項に該当する部分です。

市産材の建築材への利用促進というものになってございます。

それから、その次、間伐材の利用促進、公共施設における木造化・木質化、市産材活用製品の創出による高付加価値化、市産材のサプライチェーンに携わる事業者の情報共有と連携促進というようにございます。

例えば、実際に市の予算をもって実施している事業ですと、一番上の利用促進の部分では、木材利用促進事業費補助金という予算500万円を計上して、市産材利用促進に当たっておりますし、その下の間伐材の利用促進としましては、木質資源市民集材支援事業として市民集材を行った団体に対して報償金を交付しております。

補足ですけれども、基本的事項を幾つか掲載しておりますが、この取組に当たっては、市のほか森林所有者、それから一般市民の方、林業事業者がそれぞれ連携して取り組んでいくことが必要となっております。

今回この資料のほうでは触れておりませんが、条例の第4条には市の責務を定めております。

それから第5条には森林所有者の責務、第6条には森林組合、それから木材産業関係者の役割というものを定めてございます。

そして第7条のほうにはそれらの施策の実現に当たっての市民協力というような内容を定めております。

一関市、森林所有者、林業事業者、市民それらが連携しながらこの基本的事項を取り組んでいくというように考えてございます。

その下、方針の②を御覧ください。

森林の整備と適正な保全についてです。

森林整備に係る費用低減と森林の適正な保全を図るとし、それらの基本的事項としましては7つ、白丸で掲げております。

森林所有者、境界、森林資源等の情報の把握と森林所有者への情報提供が必要ということでございます。

これらも実際事業者のほうで森林経営計画というものを策定して、効果的効率的な事業を実施する際には、どうしても現場の境界が分かりにくいですとか、それから所有者が分からなくなったり、また森林所有者そのものが、自分の山の実態を分からないということで、経営計画策定に当たってはなかなか同意が得られないというような大きな課題がございます。

これらにつきましても解決に当たり、市と事業者とが何度か意見交換を行っているところです。

造林や下刈りなど保育に係る費用の低減、間伐における選木、集造材、搬出技術の向上、作業道敷設技術の向上と路網の整備、林業機械の導入と作業体系の確立、

施業の集約化、森林の経営管理の委託等の推進ということで掲げております。

その下の方針③になります。

こちらは木質バイオマス利用の推進についてです。

木質資源の価値向上とカーボンニュートラル実現のため、木質バイオマス利用を進めると、基本的事項は4つございます。

まきストーブなど木質資源の利用推進ということで市では薪ストーブ設置事業費補助金を予算計上しております。

またチップボイラーの公共、民間施設における導入の促進、地域分散型の熱電併給施設の導入検討、木質バイオマスの供給拡大となっております。

また最後のページを御覧ください。

5の取組方針ごとの基本的事項のナンバー2になります。

方針の④です。

特用林産の振興ということで掲げておりまして取組方針としては、森林の恵みを生かした特用林産の振興を図ると、基本的事項は3つありまして原木シイタケ放射線対策の推進。

実際に実施しております事業としては、ほだ場の落葉層除去を行い、またほだ木の購入助成を行っております。

原木シイタケの産地再生に向けた生産及び消費拡大。

一関市乾しいたけ品評会を去年10年ぶりに開催し、今年も開催したところですし、関連事業として販売促進会の開催なども行っているところです。

山菜の出荷制限解除と安全性を確保した販売も行うとしております。

方針の⑤です。

森林整備の担い手確保と育成ということで、持続的な森林経営を確立するため、森林整備の担い手の確保と育成を進める。

林業従事者の確保支援、自伐型林業者の育成ということで本年度初めて、自伐型林業の育成検討のほうを行っているところです。

林業従事者における技術向上、それから林業経営体の生産性向上と経営力強化、持続的な森林経営を行う林業経営体の育成。

それから方針の⑥です。

森林、林業体験の促進ということで、森林や林業の役割に対して市民に理解を深めていただくために、森林、林業、木材に触れる体験活動を推進しております。

市民が参加する森林・林業体験、木育など機会づくりの支援ということで本年度も当市で予算を計上し森林・林業体験促進事業を実施、展開しております。

その次に、民間団体、民間事業者による体験事業の促進、都市の住民や企業等を対象にした体験機会の創出と、そして一番最後に方針の⑦地球温暖化防止の貢献ということで、地球温暖化防止へ寄与する森林の価値を高める取組を推進すると3つ掲げておりまして、一つは森林整備を通じたJクレジットの創出、販売を行っております。

それから、二酸化炭素の吸収と炭素の貯蔵を高める緑化、育樹活動の推進ということで緑化推進委員会の事業として緑化推進事業を行っております。
都市の企業や都市自治体との連携ということで書かれております。
内容の説明は以上でございます。

委員長：これより質疑、意見交換を行います。
岡田委員。

岡田委員：5の取組方針ごとの基本的事項というところで、まとめてあるのでそこでお伺いしたいのですが、方針①の市産材利用の推進に当たってなのでは、一番上の市産材の建築材への利用促進とありますが安定供給に資する体制といえますか確保という部分で、どのような取組があるのかちょっとお伺いしたいと思います。

委員長：松川農地林務課長。

農地林務課長：市産材の建築材へ安定的に供給する体制の構築としましては、一関市木材カスケード利用協働協議会というものを設置しております。

その中で、山の立木を伐採して素材生産を行い、製材屋が生産し、建築現場に流して、住宅建築に使っていただくというような円滑な流れを構築していただくための話合いの場を提供しております。その中で例えば、その補助金の創設が必要ではないかというような御意見を頂きながら、昨年度からこの木材利用促進事業費補助金ということで、住宅それから事務所、店舗等を建築する場合に市産材を活用した際の、建築業者に対して最大50万円を補助するというような事業を展開しているところでございます。

まだ完全に円滑な市産材が使われる仕組みというものが構築されているわけではないので、引き続きカスケード利用協働協議会を通じて、意見の集約等を行っていきたいと考えております。

委員長：岡田委員。

岡田委員：住宅の補助金のほうも今日の質疑でありましたけれども、予算の関係なのか1か月で終わってしまうという状況が、そういった市産材の確保の関係なのか、きちんと安定供給が十分あるのかお伺いしたいと思いますし、方針③の薪ストーブ設置費補助金を当市でもやっていますが、この間ニュースで見たのですが、大規模なバイオマス発電での燃料とするために大規模伐採が発生していて、製材として利用できるような木材まで、こういったチップにしているという全国的な問題点があるようなのですが、当市の状況は木質バイオマスに供給する木材というのがどうな

っているのか、分かればお伺いしたいと思います。

委員長：松川農地林務課長。

農地林務課長：初めに、その市産材の供給についてですけれども、市産材が早速なくなつてうまく供給されないというようなお話は何ってはいないのですが、建築現場に携わる業者の話ですと、必要な市産材、材料がすぐ手に入らない場合もあるというようなことは何っています。

ですので、いつでも市場に必要な市産材が出回っているような状況であれば、すぐ手に入って市産材による住宅建築が進むというようになっていくかと思しますので、何が課題であるのかというようなのはやはり、当市のほうでもいろいろ聞きながらその課題解決に当たっていかなければいけないかと思えます。

それからあと木質バイオマス利用の関連で、大規模伐採が行われ、多分うまく植林されないで、山が荒れてしまうのではないかというような懸念があるのかと思えますが、いろいろなニュースでも、その大規模発電事業に関連して、大量の木材を調達しなければならぬがために、大規模伐採を行う、また、チップ燃料というのは建築用材の単価よりも安いものですから、どうしても木の販売価格が山主に十分に還元されない。

還元されないと山主もまた、再造林にする経費を捻出できないということで、切りっ放しになってしまつて、きちんと植林されない荒れたような山になってしまうという懸念が発生しているというのは我々も聞いているところですが、市内で実際のどのくらいそういうところが発生しているかの具体までは把握はしていないところでは。

しかしながら、当市は再造林率が低いものですから、再造林率を引き上げていくための取組を充実させなければいけないという課題を持っているところです。

委員長：岡田委員。

岡田委員：次のページの④ですけれども特に原木シイタケについては放射線対策が進んでいるのですけれども、森林の調査という点で、ちょっと今まで話を聞いたことなかったのですけれども、いろいろ調べると、樹木の放射性汚染は木の種類によつても、あと調査する地点によつても異なるようなのですけれども、安全な木材というときに、こういった樹木の汚染の状況というのは、森林の調査というのはされてきたのでしょうか。

委員長：小崎農林部長。

農林部長：森林の汚染状況の調査については、原木シイタケに活用するような広葉樹につい

での調査はしてきましたけれども、いわゆる木材として使ったり、燃料として使うような針葉樹も含めた全体の調査というのはしていません。

あくまでその原木として活用できる、50 ベクレルを下回るかどうか、下回るようになったかどうかというような調査は何年か前までしてきていましたけれども、それ以外の調査は実際されていません。

委員長：岡田委員。

岡田委員：安全が確保されたという理由とかがあって調査していないのかどうかということ、あともう一つ、鹿などの野生獣によって新芽が全部食べられてしまったという食害の例があったようなのですけれども、そういった場合の防除とか捕獲について対策というのは何かあるのかどうかお伺いします。

委員長：小崎農林部長。

農林部長：最初の調査については何年までやったか手元にないですけれども、調査をしている段階ではまだ使える状態にはなっていない中で、今後の様子を見ましようというような形で、継続して調査はしていないという状況です。

実際使うに当たっては、市が独自に調査をするだけではなく、岩手県のほうでもきちんと調査をして使ってもいいですよとお墨付きをいただかないと、使ってみたら結果的には超過するようなキノコができてしまうということは避けなければなりませんので、実際使う地元の山の木を使いたい反面、まだ使えない状態が続いているというように理解していただきたいと思います。

委員長：松川農地林務課長。

農地林務課長：鹿の食害の把握については、ちょっと当課のほうでもしっかり把握はしていないところです。

ただ、市内で鹿がたくさん出没して、農作物被害は広がっておりまして、農作物被害の対策のために鹿の駆除を実施させていただいております。

駆除の状況としましてはちょっと古い資料で申し訳ないのですが、令和3年4月以降、令和4年1月15日までの9か月程度の捕獲頭数で申し上げますと、ニホンジカのほうは660頭、令和2年度の捕獲実績ですと521頭、令和元年度は365頭ということで、捕獲のために猟友会の方がかなり頑張らせていただいているので捕獲頭数も増えておりますし、もしかしたら出没頭数も残念ながら増えているので、合わせて捕獲頭数も増えているというところです。

委員長：岡田委員。

岡田委員：放射性物質の関係で、捕獲した野生獣というか今、ジビエということでかなりブームになっているらしいのですけれども、振興を図る上でもジビエという食肉の流通というの、ありなのかなと思っているのですが、当市はそういった放射性物質の被害の関係で基本指針の中に取り入れられる状況にあるのかどうかというのを伺いたしたいと思います。

委員長：小崎農林部長。

農林部長：実際まだ捕獲した後に調査をしても基準値を超える状態になっています。

岩手県内でいくと、御存じかと思いますが大槌町のほうでも被害というか汚染はされているのですが、その中でも調査をしながらジビエを活用している組織が、活動しているというように伺っています。

市内でも何年か前にそういう取組を模索した方はいらっしゃいましたが、なかなか捕獲した鹿を運んで処理をするということ自体、かなりハードルが高く、それと併せて汚染された状況を把握した上で使わなければなりませんので、ちょっと事業化は難しいということでしたので、確かに全国ではジビエの活用というのは、国も進めていますから、話題としては出ていますが、ここにも記載していないとおり、現時点ではジビエの活用というのは、一関市としては考えておりません。

委員長：千田良一委員。

千田（良）委員：今回の基本方針については、全体的にこうまとめられているなということで、これがうまくいけば、いわゆる森林についての循環というのがうまく回っていくのだろうなということで、皆さん作られたと思います。

そこでメニューなりあるいは今までの議論とかそういうものを聞くとバイオマス関係もあつたりすると、私の受け止め方とすれば、例えば、どういうものを使って、その消費とかというときにまず公共施設での利用、建築資材としてのものとか、あるいはチップボイラーの燃料とか、大きいものとしてそういう説明がされている。

一般のいわゆる市民レベルというか、次元にいくと当然今度は価格の問題があるので、思うような利用というものになかなか結びついていないのではないかという捉え方をしているわけなのです。

発電の材料なり何なりとしてのチップも、そのエリアを考えてやったとしてもすぐに足りなくなる。

そのために、今では輸入ものを使ってやっている。

そうすると今度は輸入物だと、その原料単価が上がってしまつてうまく採算が合わないというようなことが発生していると。

そのような、ちょっと複雑な話になってしまっているのが現在かなと私は思っているのだけれども、そういう状況のときにこの基本方針を定めて、まず頑張ってくださいという事だと思ってくれるけれども、市当局が見たときに、一番のネックになるのが、あるいはそこのところに、市としていろいろな資源を突っ込みながら進めていかなければならないというようなものがあるとすれば、どの部分と捉えているのかを、私自身も分からないので教えていただきたい。

委員長：松川農地林務課長。

農地林務課長：部内でしっかりした協議をした上での答弁ではありませんので、私の感じているところということでお話をさせていただきたいと思います。

いろいろな課題があるけれども、森林所有者自らが、まず自分の山に対しての関心が薄れてきているのではないかというところですし、もし代替わりをして、相続をして、山主になったとしても、自分の山がどこにあってどのような状態かというのが分からないと、そうしますとやはりうまく活用しようという気にもなっていないということで、致し方のない部分もあるのかとは思いますが、山主自らがその山のことを分かっているというところが大きな課題ではないかなと思います。

それで、先ほど後ろから2ページ目5番、取組方針ごとの基本方針ナンバー1でお話ししました方針②一番上の白丸です。

「森林所有者、境界、森林資源との情報把握、森林所有者への提供」を我々行政とそれから林業事業体を通じて実施していくことが重要ではないかと思っています。

山主にまず自分の山の状態を分かっているという状態で、経営に乗るような条件のよい山であれば、ぜひとも林業事業体と連携を図りながら森林経営に当たっていただけると。

高く売れる木は建築用材として使っていただき、節が多かったり曲がりが多くて、建築用材に向かないものについては、砕いてチップにして、紙の原料もしくはバイオマス燃料にさせていただくというような取組が必要かと思っています。

委員長：千田良一委員。

千田（良）委員：明快な答弁でありがとうございます。

それでちょっと視野を変えた形になると思いますが、先ほども少しお話ししましたけれども、いずれ発電にしても、バイオマス発電なり何なりそういう原料として考えた場合に、この資料を見たときに一関地域と大東地域の森林面積が同じだったかを見たのだけれども、全体で見たときにやはり材料として十分な量ではないと。

例えば、住宅の材料なり先ほどから出ている市産材についても、常にものがあれば商品として使われていくと。

ところが、あれも切ったからと言ってすぐ使えるものではないとすると、ある程度のエリア、そしてまた量も抱えられるような背景を持っていないとなかなか難しいのかなと私自身は思うのです。

そうしたときに、取組の広域化というか、そういうものというのは、どのような状態なのでしょう。

全くそういうことがない、あるいはそういうものを今連携されているとか、そういうことで結構ですから教えてください。

委員長：松川農地林務課長。

農地林務課長：今の具体にこのような広域化に向けた取組をやっているというようなお話をできるものは持ち合わせていません。

委員長：小野寺林業振興係長。

林業振興係長：今、エリアを拡大して、効率化を図るという観点でのお話だったと思いますがけれども、先ほど農地林務課長が申し上げているように、木材カスケード利用協働協議会の中でも話があったのですが、市内の木材に関わる川上から川下までの事業者の間での情報共有とか連携といったものがなかなか取れていないという状況が分かってきましたので、エリアという今の視点でのお話だったのですが、そういった木材流通に関わる業者間の情報共有ですとか、そういった部分を図っていくことも一つ重要なのではないかと考えております。

委員長：小山委員。

小山委員：戦後植林した山がたくさんあって、今、高齢級になってきて伐期を迎えているわけですね。

それが今言ったようになかなか循環していかない。

昔で言えば、太い大きな木をつくれればお金になるよということだったが、この前、林業関係者の方から、今は60センチメートル以上の木は製材できないので安くても何にもならないと聞いたのだけれども、そしたら、一関市としては、この林業振興によって昔で言った立派な木を育てていくのか、適期になったものは自伐したり、いろいろな方法で伐採してうまく回していくのか、その辺をどういうように将来的にやっていくのか。

立派な材料を材材に使う、節だらけのものはバイオマス用に砕いて使ってしまうというような、そこの循環がうまくいかないのか、やはりその辺は一関市としても誘導策というか、そういうようなものをこの基本方針の中に入れていかないと、なかなか進んでいかないのではないかと思います。

どのように考えているのかお伺いします。

委員長：松川農地林務課長。

農地林務課長：昨年度、制定いただきましたこの地元の森林を活かす一関市林業振興条例の推進に関する目標としましては、自然環境と両立した森林資源の多様な利用をまず一つ進めるとあります。

ですので、自然環境イコール周りの生活環境が荒れないようにしますから、伐採は積極的に行き利用するけれども、切った後には植えて環境を守っていく。

それと、持続的な森林経営の実現というように考えておりますので、持続するためにはやはりある程度高い値段で売れるものは高い値段で売り、山主にお金が還元されて山主も自主的に造林を行っていくような、持続的な循環の仕組みを構築していく必要もあると思っています。

今の主流となっている林業経営というのは、できるだけ効率よく、高性能林業機械で伐採し大量に山から引き出してきて、売るというようになっていると思います。

ただそうした場合に、国産材の利用があまりなければ、せっかくの立派な木も建築用材に流れないために、もったいないことにただ砕いて紙とか燃料に使われているのではないかというように思っております。

基本指針の中では、一発で効く特効薬的な項目というのは設けておりませんが、いろいろな前向きでよい小さな取組を推進しながら、徐々にではありますけれども、できるだけ市産材が建築用材に使われ、そこで使われないものについてはその次の段階の合板の材料に使われて、最後は燃料に使われるような段階を追った使い方を進めていきたいと思っています。

それからどんどん太くなっていくと、なかなかうまく製材ができないということで60センチメートル以上の太いものは安くなってしまいうようなお話だったのでなかったかと思うのですが、それらにつきましても、先日の議員さんと林業事業体の話合いの中では、事業体の中のほうから、60センチメートル以上のものもうまく製材をして建築用材で使えるような取組を検討してはどうかというようなお話もあったと思いますので、我々のほうも木材利用カスケード協働協議会、いろいろな事業者を集めた会議の中で、具体的にどのようなことをしていけばその高齢級のものもよりよい使い方がなされるのかというようなことを聞き取りながら検討していく必要があるかと思っています。

委員長：小野寺林業振興係長。

林業振興係長：これから人口が減っていく中で、住宅の新築着工数というのは減っていく一方で、どちらかというとリフォームですとか改築とかの利用が増えてくる部分もあるかと思っています。

そういった中で、例えば、その木を見せて、木目をきれいにを見せて使うというような部分があつて、まさ目を取るというような形になりますと、やはり細い木からまさ目を取るというのはなかなか難しい部分もありますので、先ほど課長が申し上げたように、大径材の生かし方を検討して、木材利用カスケード協働協議会など、そういった中で、木材加工業者とも話し合いながらよりよい活用などが考えられればよいのかなと思っております。

そういった部分で、高い値段で木が売れるようになれば、森林所有者への利益還元も大きくなりますので、森林に関心のない所有者も、山を見る目というのが変わってくると思います。

そういった部分も検討する必要もあろうかと思えます。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：指針の内容の基本事項については、かなり網羅されていて、立派な基本事項だということに思うのですが、これをこのとおりにやっていると、ちょっと大変なのではないかと思うのです。

そういった中で、まずこの前、林業の業者の方々との懇談会の中でもお話をしたのですが、まず自分の山がどこにあるか分からないというのがあります。

それを森林組合に行つて、図面に落としてもらつて今度山に行くのですが、山に行つても同じようで、どこからどこまで境界なのかがよく分からないと、そのときのお話の中で、携帯電話にGPSを落としておいてそれで大体この辺だというのが分かるのだという話がありました。

50センチメートルから1メートルぐらいの誤差はあるかもしれないけれども、山の中ではそれくらい大したことではないという話がありました。

市としても、また森林組合としても、そういった装置を持って、所有者の便宜を図ってもらえればというのが一つあります。

それと切り出し単価ですが、山で切つて里まで運ぶ部分が値段的にペイするかどうか。

その辺でマイナスになるのであれば、そのまま放つておこうという人が多いと思うのです。

ですから、切り出してなんとか採算が取れる方法、切つた後に植林をしようと思うのですが、その植林を誰がどれくらいの価格でやってもらえるのか、そこだと思うのです。

この前の懇談会の中では、花泉地域の北上川沿いに非常にいい杉がたくさんあるという情報を得たのですけれども、確かに行つてみるといい、まっすぐな杉がありました。

それを、どういうようにして誰が切り出すのか。

その辺の、全体的に市としてマップを持って、この辺はもう50年以上たつたか

らちょうどいい杉だとか、松だとか、そういうマップをきちんと作っておいて計画的に切り出す必要があるのではないかと思うのですけれどもいかがでしょうか。

委員長：松川農地林務課長。

農地林務課長：お話をいただいたことは御意見として承りまして検討したいと思いますが、昨年度、それから本年度と幾つかの業者の方々をお呼びしまして、その林業事業体それから自治体も今委員からお話をいただいた山主が抱えている、どこにあるか分からない、境界が分からないとか、どのくらいの経費がかかるか分からないというような課題を解決するための先進的なシステム、取組というものを勉強しております。

たしか7月ぐらいにも、事業者とある業者を呼んでその最新のシステムをデモしていただいて、どのようなものがあれば効果的な林業経営ができるかとか、それから山主も自らが抱えている課題解決ができるかというような勉強会を開催したところです。

またさらにそれを課題解決できるように、どうしていったらいいかというような詰めの検討も重ねていきたいと思っております。

また特に森林経営管理制度がスタートしております、まず山主に自分の山の状態を見て知っていただいて、経営に乗るような山なのか、なかなか利益が生み出せないが災害防止のためにこれは自治体が責任を持って間伐等の管理をしなければいけない山なのかというような、色分けはしていかなければいけないと思っております。

先ほどお話をいただいた細かい部分までの色分けというのは、なかなかすぐにはできないと思いますが、まず重要なのは経営に乗るか乗らないか。

あと、災害発生の危険性がある場所なのか、手入れをやらなければいけないのかというところがあると思いますので、それらの色分けはできるだけ近い将来、実施できるように深い検討をしていきたいと思っております。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：先ほど60センチメートル以上の製材はなかなかできないという話があったのですが、それは帯のこを使えば60センチメートル以上でも切れますよね。

丸のこだと難しいと思いますが20センチメートルくらいの幅の縦に回る帯のこでもあれば、60センチメートル以上でも切れるのではないかと思うのです。

そういうものを製材所が今持っていないくて丸のこだからということなのでしょうか。

委員長：小崎農林部長。

農林部長：恐らく一関市内でも製材業者が大分減ってきていますので、まず単純に普通の丸のこでやっているところしか残っていないのかというように思いますし、あとは、どうしても市内の林業事業者というのはチップ屋が多い。

どちらかというチップにして石巻市に運ぶというパターンですので、どうしてもその用材に持っていくという仕組みが、もともとこの地域には少なかったのだと思うのです。

ほかの地域、例えば遠野市とか宮城県北に比べると、丸太自体は生産して出荷していましたが、建築用材を出荷してきた歴史があまりなかった、今でも残っているところはありますけれども少なかったのだと思いますので、そのようなこともあって、まず60センチメートルという話が出ているのではと思います。

確かに別ののこぎりで引けば、当然価値は出てくるものだと思うのですが、この地域でできるかどうかはちょっと私も確認していません。

委員長：岡田委員。

岡田委員：基本方針⑤ですけれども、この指針の中にも林業事業者を確保する必要があることから人材確保への支援を行いますということが記載されているのですけれども、具体的にどういった支援を今までやってきているのかということと、あと今日の一般質問でもありましたが、やはり報道等などを見ると、都市部からのUターンやIターン、移住定住というかそういった定着化を図る取組というのが、森林豊かな自治体では行われているのですが、本市としてそういった発信はもう既に行っているのか、これからやろうとしているのか取組をお伺いしたいと思います。

委員長：松川農地林務課長。

農地林務課長：林業の担い手確保ということで、実際予算を計上して取り組んでおりますのは、市外から市内に転入してきて、貸しアパートなどを借りて、林業事業体に就職された方の家賃補助等というのをやっております。

しかしながら、まだ利用の実績はないところとなっております。

それから、移住定住と絡めた林業従事者の確保というのは、まだ取組はしていませんが、今後検討していくこととはしております。

委員長：小崎農林部長。

農林部長：今、移住定住のお話がありました。

なかなか林業をやりたくて移住と受け取ったことはありませんけれども、農業に比べるとやはり林業従事者というのは、かなりきちんとした研修をしないと、とて

も危険な現場ですので、それがまず必要だということが言えるかと思います。

ただ、この方針⑤の2番目に自伐型林業者の育成という今まで、少なくとも昨年度までこういう表現は我々としてあまりしたことがなかったのですが、今年度この自伐型林業についての勉強会をNPO法人の自伐型林業推進協会の方を毎月呼んで、今やっています。

明日的那須議員の一般質問に出てきますけれども、でき得るならば、他の自治体でも地域おこし協力隊のような制度を使って、移住者に山に入って仕事をしてもらうような方々を受け入れているという事例もあるというように考えましたので、今後我々もそういう部分については考えていかなければならないと思っております。

ありがとうございます。

委員長：岡田委員。

岡田委員：研修とかはどうなっているのかと思っておりましたが、勉強会もやっているということだったので、特に私も自伐型林業者の育成というのが本当に当市の森林、林業を見たときには大事になってくると思うのですけれども、ここで交付金という形はどのようなになっているのか、林業事業者との会議の中でもこれから交付金をさらに増額することも求められる重要な話なのですけれども、やはり担い手とか勉強会をするためにも、こういった交付金というのがさらに必要になってくると思うのですけれども、当市のその交付金の活用というのはどのようなになっているのですか。

委員長：松川農地林務課長。

農地林務課長：交付金というのは市が受け取る森林環境譲与税の活用ということでお答えします。

森林環境譲与税については、令和元年度から交付が始まっております。令和元年度、令和2年度、令和3年度とおよそ9000万円ほどの交付がありました。

令和4年度、令和5年度につきましては、1億1500万円ほどで、令和6年度以降は1億4300万円ほどに増額になるのではないかと見込まれております。

どこの自治体でもこの環境譲与税を活用しながら、一番力を入れているのは森林経営管理制度の取組になっていると思います。

この森林経営管理制度で特に力を入れていかなければいけないのは、管理が行き届いていない、個人が所有する山、その中でも放っておくと災害発生の危険性が高いようなところの手入れというようになっていきます。

ですので、この山の管理を充実させるためには、やはり現場で稼ぐ労働者の確保、育成というのが必要になりますし、高性能林業機械が簡単に入っていけないような場所が多いのではないかと思いますので、その危険性のある山でも安全を確保し

ながら確実に事業が実施できるような体制の構築というのにも必要になると思います。

そこにはやはりITの活用というのにも出てくるかと思しますので、先ほども少し触れましたけれども、林業事業体、一関市、あと岩手県も入っていただきながら、いろいろな意見交換をして、その体制整備の検討を今進めているところです。

委員長：岡田委員。

岡田委員：当市は農地林務課があって、職員の方々が丁寧に説明されているところですけども、やはり専門性も高いですし、今林業の事業者とか自伐型の林業者を育てるところを支援していくという点でも、一関市の体制も充実する必要があると思ったのですけれども、その点では今の体制で十分かどうか、状況をお伺いできればと思います。

委員長：小崎農林部長。

農林部長：今の体制で十分かというお話ですが、現実的に今の体制で十分だとは思っていません。

内容的に言えば、農地林務課があってきちんと丁寧に説明していただきましたと今おっしゃられましたけれども、実際、市役所の中で林業についてきちんと話せるスキルというか、技術を持った職員はほぼいません。

農業に関して言えば自分で農業をやっている、米を作っている、リンゴを作っている牛を飼っていると実際にやっている人はいるわけですけども、林業に関してはほとんどいないというのが実態です。

ただ現実とすれば、一関市にある国有林以外、国有林と県有地を除いた山で一番の地主は一関市長なのです。

市有林が一番大きいその市有林の経営を我々がすることになっているわけですが、山を分からない人がやっているというのが実態でございます。

ですので、体制としては、私の段階では十分だと思っておりません。

ただ、地域林政アドバイザーという制度を使いまして去年の春から、森林組合にお勤めだった方に入っていただきまして、そういう林業事情というか、林業業界のことをよく御存じですので、その方に教えていただきながら、勉強しながらやっている状況でございます。

多分林業を勉強して役所に入った人たちが何人かいるのですけれどもその方々が必ず農地林務課にいるわけではない状態ですので、その辺はなかなか、森林組合とか林業事業体と対でやっていくというのは実際のところ、大変な担当だという感想でございます。

委員長　：岡田委員。

岡田委員：ぜひ当市にその専任の職員を迎えられるように、お互いに頑張っていきましょう。

委員長　：小山委員。

小山委員：私も少し山を持っているのですけれども、どうしたらいいか分からないという状況なのです。

そのようなアドバイザーを各地域に1人ぐらいつつ市で雇って、そういう方がお宅の山はこうですよというアドバイスをもらって、間伐したほうがいいとか全伐したほうがいいとか、そうしたらこういう制度があるよと教えてもらう、そして振興を図っていったらいいのではないかと思うのですがいかがですか。

委員長　：岩淵森林保全係長。

森林保全係長：今お話のあった地域林政アドバイザーですけれども、業務としまして個人の方が山をどうしていったらいいかというようなことについての窓口の体制、対応をやっていただいております。

ただ、1人なものですからなかなか、全地域というようにはいかないわけですが、そういう対応は行っております。

委員長　：小山委員。

小山委員：そういうことを広報でお知らせするとか、連絡先を周知するとか、そういうような体制でもう少し山に関して、どうしたらいいかなと思っている人が多いと思いますのでそういう指導される方をもっとPRしたほうがいいと思います。

委員長　：松川農地林務課長。

農地林務課長：広くお知らせして早速対応できるような体制というのは、ちょっとまだ難しいところはあるかもしれませんが、せっかくの知識経験のある地域林政アドバイザーが当課にいるものですから、その人が窓口で相談に乗ってあげて、少しでも森林の理解が深まるような取組ができないかというのは検討したいと思います。

ちなみに勤務が午後4時までですので、事前に連絡いただければスムーズかと思えます。

委員長　：小崎農林部長。

農林部長：会計年度任用職員扱いの1人ですので、時間も限られる中で相談となれば、例えば森林組合も林業相談室というのを設置しておりますので、役所だけではなくて、森林組合等々も含めてそういう方々の相談窓口というのをもっとお知らせしていかなければならないと感じておりました。

委員長：小山委員。

小山委員：かつては、森林組合に務めている方々がそういうアドバイスをして歩いて回ったのですが職員が減ったせいか、林業が衰退したせいか、そういうアドバイスをしてくれる方からの声がかからなくなったのです。

これをうまく循環していくには、そういう人たちのアドバイスがあれば、声をかけられれば、山を持っている方は、じゃあやるかなというような、ましてや60センチメートル以上の高齢級になれば値段が下がるとなれば結構進むのではないかと思うのですが、そういうアドバイスする方を増やしていけばどうか、森林組合のほうにお願いするのであれば、そういう制度で、アドバイザーを増やしていただけたらと思います。

委員長：ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：ほかになければ、質疑、意見交換を終わります。

以上で、地元の森林を活かす一関市林業振興条例に基づく基本方針(案)についての調査を終了します。

農林部長をはじめ、当局の皆さん、お忙しいところありがとうございました。
職員退席のため、暫時休憩します。

(休憩 16:53~16:54)

委員長：再開します。

次に、その他に入ります。

委員の皆さんから、何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

委員長：ないようですので、以上で予定した案件を終わります。

以上で、本日の委員会を終了いたします。

御苦労さまでした。

(閉会 午後4時55分)